

## 北杜市アンケート調査に対する謝礼品贈呈に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が実施するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）に対する回答率の向上を図るとともに、市内の魅力ある商品等を紹介することにより、地域経済の活性化を促進するため、アンケート調査の回答者（以下「回答者」という。）に対し、市内事業者等から提供を受けた謝礼品を贈呈すること（以下「アンケートプレゼント贈呈制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(アンケートプレゼント贈呈制度の実施方法等)

第2条 アンケートプレゼント贈呈制度の実施方法等については、アンケート調査ごとに市長が別に定める。

2 アンケートプレゼント贈呈制度を実施する場合にあつては、広報紙、ホームページ等に必要な事項を掲載するものとする。

(謝礼品の基準)

第3条 謝礼品は、市民の福祉の増進又は利便性の向上に寄与するものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (5) 政治に関するもの
- (6) 宗教の布教推進に関するもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (9) その他市長が謝礼品として適当でないと認めるもの

2 前項に規定する謝礼品は、原則として有体物又はサービスの提供とし、市が発行する引換券と無償で引換えができるものとする。

(事業者の公募)

第4条 市長は、市内の魅力ある商品等を紹介するため、謝礼品の提供を受ける事業者（以下「提供事業者」という。）を公募により決定するものとする。

2 前項に規定する公募に参加を希望する事業者（以下「参加希望事業者」という。）は、北杜市アンケートプレゼント贈呈制度提供事業者申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 参加希望事業者が、第1項の公募に参加できる回数は、アンケート調査ごと1年度当たり1回とする。ただし、当該公募に参加する事業者がないときは、この限りでない。

(公募の参加資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の公募に参加することができない。

- (1) 市内に本店所在地又は主たる事務所がない者
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者
- (4) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教法人又は宗教団体
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (9) 北杜市暴力団排除条例（平成24年北杜市条例第29号）第15条に違反する者
- (10) 市税、市債務その他の徴収金を滞納している者
- (11) 第9条の規定に基づき取消しを申し出た者
- (12) 第10条に基づき決定を取り消された者
- (13) その他市長が提供事業者としてふさわしくないと認める者

2 前項の規定にかかわらず、産官学連携協定（地域の活性化、市民サービスの向上等のため企業、大学等との間で締結する協定をいう。）を締結しているときその他市長が特に必要と認める場合は、同項第1号の規定を適用しないことができる。

(事業者の決定)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、その結果を北杜市アンケートプレゼント贈呈制度提供事業者選定結果通知書（様式第2号）により、参加希望事業者に通知するものとする。なお、提供事業者として適当と認める参加希望事業者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付すことができる。

(当選者の決定)

第7条 市長は、謝礼品を贈呈する者（以下「当選者」という。）を回答者から抽選により決定するものとする。

(贈呈方法)

第8条 謝礼品は、市が発行する引換券により、当選者が提供事業者の店頭において引き換える方法により贈呈するものとする。

2 当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。

3 引換券には、シリアルナンバー及び引換期限を印字するものとする。

4 提供事業者は、引換期限内に引換券を持参した当選者に対し、引換券と掲載した謝礼品を引き換えるものとする。

5 前項の引換えが直ちにできないときは、提供事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

6 提供事業者は、引換券と謝礼品を引き換える際に、引換券を持参した当選者に対して、商品の購入、体験等の責務を課すこと又は割引等謝礼品以外の利益を与えることをしてはならない。

7 第1項から第5項までの規定にかかわらず、謝礼品がチケット又はこれに類するものである場合は、市長は、提供事業者から納品された謝礼品を当選者に発送することができる。

(取消しの申出)

第9条 提供事業者は、第6条決定を取り消そうとするときは、アンケート調査ごとに市長が別に定める日までに、理由を付して申し出なければならない。

(決定の取消し)

第10条 市長は、提供事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の決定を取り消すことができる。

(1) 提供事業者から提供を受ける謝礼品が、第3条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 提供事業者が、第5条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 第8条第6項の規定に違反したとき。

(4) 謝礼品の提供を受けるアンケート調査が中止になったとき。

(5) その他市長が著しく公益に反すると認めるとき。

2 前項の規定により決定を取り消した場合において、提供事業者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償)

第11条 提供事業者は、謝礼品の提供を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(教育委員会への適用)

第12条 教育委員会が実施するアンケート調査に係るこの告示の適用については、第2条、第4条、第6条から前条及び次条の規定中「市長」又は「市」とあるものは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第13条 市長は、契約、協定等により公募による提供事業者の選定ができないとき又は事業の趣旨等により公募による提供事業者の選定が著しく困難なときは、この告示を適用しないことができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

北杜市アンケートプレゼント贈呈制度提供事業者申込書

年 月 日

北杜市長 様

申込者 住 所  
名 称  
代表者名 ㊟  
電話番号

〔 担当者名  
電子メールアドレス 〕

北杜市アンケート調査に対する謝礼品贈呈に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、謝礼品の提供をしたいので、次のとおり申し込みます。

なお、同要綱第5条各号のいずれにも該当しない事業者であると宣誓し、提供事業者の決定手続の範囲において、同条各号の該当の有無について市の担当者が調査することに同意します。

- 1 アンケート調査名称
- 2 謝礼品の名称・個数・金額
- 3 その他

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長 印

北杜市アンケートプレゼント贈呈制度提供事業者選定結果通知書

年 月 日付で提出のあった北杜市アンケートプレゼント贈呈制度提供事業者申込については、次のとおり決定したので、北杜市アンケート調査に対する謝礼品贈呈に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 選定結果 選定 ・ 不選定  
（不選定の場合はその理由）
- 2 アンケート調査名称
- 3 謝礼品の名称・個数・金額
- 4 掲載媒体
- 5 その他